

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
欠席	委 員	飯 田 勝	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
欠席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和2年6月22日(月) 午前9時00分から午前9時32分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(12人)別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(3人)別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第3 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第4 決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第5 専決報告</p> <p>1. 農地法第3条の3の規定による届出</p> <p>2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出</p> <p>3. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願</p> <p>4. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出</p> <p>5. 現況証明願</p> <p>日程第6 報 告</p> <p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第7 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人)別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 若松孝志 主事 溝口雅也 磯川湧生である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和2年6月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p>

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中12名で、定足数に達しておりますので、只今より6月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 1番 辻 義則 委員

議席番号 2番 堀田 守 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請	7件
議案第7号	農地法第5条の規定による許可申請	17件
決定第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	15件
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	11件
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出	6件
	3. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願	1件
	4. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出	3件
	5. 現況証明願	2件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	8件

それでは、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請7件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から7番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、7件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第6号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 7 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 17 件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦と子の 3 人で暮らしており、アパートでの生活が大変手狭になってきました。そこで、自己用住宅を建築したいと考えました。まず、祖父が所有する土地を検討しましたが、建築が可能な土地はなく、両親と申請者夫婦は不動産を所有していないため、あきらめかけていたところ、実家近くの申請地を譲ってもらえることとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では 200 枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては砂利敷きとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。</p> <p>(3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は昭和 40 年ごろより現在の株式会社の前身となる法人を設立し、農業に携わる事業を展開しています。平成 28 年からはリキュール酒の加工工場を建築し、順調に経営しています。そのため、従業員の増員を検討しておりますが、駐車場を確保するのに困っていました。幸い、申請地は代表取締役の所有地であり、現在の駐車場と隣接しております。今般の申請にて、申請地を借り受け、駐車場を増設する計画です。</p> <p>(4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、昭和 44 年に愛西市で会社を設立し、自動溶接装置等の販売と修理業を営んでいます。事業も順調に推移し、受注量も増加し、本社の敷地が手狭になってきました。幸い、隣接地を譲ってもらえることとなり、他の農地への影響も少ないことから、駐車場兼資材置き場の最適地として選定しました。今般の申請にて、申請地を買い受け、駐車場兼資材置き場を増設する計画です。</p>

事務局

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて家族5人で生活しております。現在の家屋は老朽化しており、建て替えを検討しましたが、道路の拡幅計画もあり、立ち退きの不安があります。そこで、父と母は住み慣れた家に住み、申請者夫婦と子は別の場所に自己用住宅を建築したいと考えました。条件に合う土地が見つからず、あきらめかけていたところ、父が所有する農地を住宅敷地として使わせてもらえることとなりました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は水稻のオペレーターとして大規模に農業経営を行っています。現在利用している農業用資材置場は、車両や農業用の資材などが混在し、作業効率が悪く、安全面からも保管場所を拡張する必要がでてきました。盗難などの危険もあることから周辺の土地を探したところ、隣接する農地を譲ってもよいと言われました。今般の申請にて、申請地を買い受け、農業用資材置場を設置する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成3年に愛西市で会社を設立し、工作機械部品の加工及び組付作業を請け負っています。現在、狭い敷地に駐車場と積み下ろし場、資材置場が混在し、非常に効率が悪い状況です。事業も順調に推移していることもあり、工場敷地を拡張する必要がでてきました。この状態を改善するには駐車場及び資材置場を新たに設置する必要があります。今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置場兼駐車場を設置する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では128枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきまして、土地造成は整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成29年に愛西市内で会社を設立し、主にタンクローリーを使った一般貨物運送業を営んでいます。事業も順調に推移し、増車するための駐車場を確保する必要に迫られています。防犯面も考慮し、事務所に近い場所を考えましたが、なかなか条件に合う土地を見つけることはできませんでした。申請地は、代表取締役が所有する土地で、事業所に隣接しており他の農地への影響も少ないため、選定しました。今般の申請にて、申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。

(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成15年に津島市で会社を設立し、各地で介護施設を運営しています。施設には十分な駐車スペースがなく、駐車場の確保に迫られています。現在、農地法などの法律をよく理解していなかったため、許可を受けることなく農地に駐車していました。深く反省しております。今般の申請にて、申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。

事務局

(1 1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、昭和 54 年に愛西市で会社を設立し、金属製品等の製造および販売業を営んでいます。車通勤の従業員が増え、駐車場が不足し、困っておりました。工場の周辺ではなかなか土地が見当たりませんでした。今回の申請地を借用することができました。今般の申請にて、申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。

(1 2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では 299 枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては砂利敷きとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

(1 3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では 192 枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきまして、土地造成は整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

(1 4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では 126 枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきまして、土地造成は整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

(1 5 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は今年 3 月に結婚しましたが、住所地の官舎に居住しており、妻とは同居しておらず、夫婦として新居を構えたいと考えました。将来は実家である寺院の住職として勤める予定のため、実家の近くの土地を探しましたが適当な場所が見つからず、困っていたところ、祖父が所有する土地の使用を了承してくれました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(1 6 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は昭和 61 年に愛西市で会社を設立し、各種漬物の製造・販売を行っています。材料を入れた木箱はスペースの関係で 2 段、3 段積みにして保管しており、大変危険な状態であり、現在の保管スペースを拡張する必要に迫られています。そんな折、現在の資材置場兼駐車場の隣接地の土地を譲ってもらえることとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置場兼駐車場を設置する計画です。

(1 7 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は結婚を機に名東区で居住しておりましたが、父の体調管理をするために住所地に転居しました。父の体力が低下気味であるため、今後は父が所有する農地の維持管理をすべく、父のそばで暮らしたいと考えました。適当な場所が見当たらず困っていたところ、父が申請地の土地の使用を了承してくれました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

事務局	<p>以上、17件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第7号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請 17件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番から15番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第3号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から15番、全体筆数は44筆、面積は48,785㎡でございます。愛知県農業振興基金が一次借受人となっております。耕作人として、15名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコンでございます。愛知県知事同意は2020年6月1日、愛知県農業振興基金同意は2020年6月2日、公告年月日は2020年6月30日、契約開始年月日は2020年7月1日となっております。権利の内容は、すべて賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第3号について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 5件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から11番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、11件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1番から6番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、6件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願 1番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 5件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から8番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、7件の合意解約の通知を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1件についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、6月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時32分)</p> <p>上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。</p> <p>令和2年6月22日</p> <p style="text-align: center;">会 長 日 永 熙</p> <p style="text-align: center;">議事録署名者 議席番号 1番委員 辻 義 則</p> <p style="text-align: center;">議事録署名者 議席番号 2番委員 堀 田 守</p>